

議案第63号

磐田市税条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和8年6月8日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市税条例の一部を改正する条例

磐田市税条例（平成17年磐田市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「という。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第22条の2第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第27条第1項ただし書中「及び第28条の3第1項」を「並びに第28条の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第28条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第28条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第48条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又

は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第28条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第70条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第9条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第13条の2の前の見出し及び同条を削る。

附則第13条の2の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第13条の2の2第1項」を「附則第13条の2第1項」に改め、同条を附則第13条の2とする。

附則第13条の3中「又は附則第43条第1項」を「、附則第39条第1項又は附則第43条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第14条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第13条の2の2第1項」を削る。

附則第15条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第16条の2第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3

分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第17項から第19項までを削り、同条第20項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第21項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項を同条第19項とし、同条第23項を同条第20項とし、同条に次の1項を加える。

21 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第17条第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び同条第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加し

た事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)」に改める。

附則第31条の2第3項第2号、附則第32条第3項第2号及び附則第33条第3項第2号中「、附則第13条の2第1項及び附則第13条の2の2第1項」を「及び附則第13条の2第1項」に改める。

附則第34条第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第36条第5項第2号及び第37条第2項第2号中「、附則第13条の2第1項及び附則第13条の2の2第1項」を「及び附則第13条の2第1項」に改める。

附則第39条から第42条までを次のように改める。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第39条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第18条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第39条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第22条から第23条まで、第24条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条の2第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第39条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第39条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第8条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第39条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第40条から第42条まで 削除

附則第43条第2項第2号中「、附則第13条の2第1項及び附則第13条の2の2第1項」を「及び附則第13条の2第1項」に改める。

附則第44条の2第2項第2号及び同条第5項第2号並びに附則第44条の3第2項第2号及び同条第5項第2号中「、第13条の2第1項及び第13条の2の2第1項」を「及び附則第13条の2第1項」に改める。

附則第55条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第27条第1項ただし書、第28条の2及び第28条の3の改正規定並びに附則第9条の改正規定及び附則第13条の2の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第70条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第22条の2第2項の改正規定並びに附則第13条の3の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第15条の2の改正規定及び附則第34条の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」

に改める部分を除く。)並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
(4) 附則第13条の3の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び
附則第39条から第42条までの改正規定並びに次条第3項及び第5項
の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法
律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の磐田市税条例(以下「新条例」という。)
第28条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行
の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第28条
の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべ
き公的年金等について提出したこの条例による改正前の磐田市税条例第2
8条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の磐田市税条例附則第13条の2
第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月
1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以
下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改
正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定
する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用
家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若し
くは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅
とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規
定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定
する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17
項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同
条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は
当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住
宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみな
される同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の
定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民
税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による

改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の磐田市税条例附則第13条の3の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第34条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第34条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第39条の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第70条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」

という。) 附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

現行	改正案
<p>(3)・(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第4項及び第56条第3項において同じ。</u>）により提供することができる。</p> <p>6 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第28条の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市</u></p>	<p>(3)・(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第5項及び第56条第3項において同じ。</u>）により提供することができる。</p> <p>6 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第28条の3 <u>次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p> <p>(2) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第48条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る</u></p>

現行	改正案
<p>長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(3) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p>(4) <u>その他施行規則で定める事項</u></p> <p>(追加)</p> <p>2 <u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した<u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>	<p>所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>(3) <u>法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</u></p> <p>2 <u>前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u></p> <p>(3) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p>(5) <u>その他施行規則で定める事項</u></p> <p>3 <u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に</u>記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出する</u>ことができる。</p>

現行	改正案
<p>3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第70条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地_____にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第9条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第13条 略</p>	<p>4 略</p> <p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8_____において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第70条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋_____にあつては30万円_____、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第9条 平成30年度以後_____の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第13条 略</p>

現行	改正案
<p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第13条の2 <u>平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第23条及び第24条第1項の規定の適用については、第23条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第13条の2第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第13条の2第1項」とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p>(追加)</p> <p>第13条の2の2 <u>平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第13条の2 <u>平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には</u>、法附則第5条の4第5項 <u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含</u></p>

現行	改正案
<p>む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第23条及び第24条第1項の規定の適用については、第23条中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第13条の2の2第1項</u>」と、第24条第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第13条の2の2第1項</u>」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第13条の3 第22条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、<u>附則第31条の2第1項、附則第32条第1項、附則第33条第1項、附則第36条第1項、附則第37条第1項、附則第38条第1項又は附則第43条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第22条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項)</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第14条 平成17年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第27条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第23条及び第24条第1項の規定の適用については、第23条中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第13条の2第1項</u>」と、第24条第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第13条の2第1項</u>」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第13条の3 第22条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、<u>附則第31条の2第1項、附則第32条第1項、附則第33条第1項、附則第36条第1項、附則第37条第1項、附則第38条第1項、<u>附則第39条第1項</u>又は<u>附則第43条第1項</u></u>の規定の適用を受けるときは、第22条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項)</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第14条 平成17年度から<u>令和12年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第27条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>

現行	改正案
<p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第27条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第18条から第20条まで、第22条から第23条まで、附則第12条第1項、附則第13条の2第1項、<u>附則第13条の2の2第1項</u>及び附則第13条の3の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>第15条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項_____に規定するところにより控除すべき額を、第22条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法附則第15条第21項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第22項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第22項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第22項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第27条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第18条から第20条まで、第22条から第23条まで、附則第12条第1項、附則第13条の2第1項_____及び附則第13条の3の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>第15条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項<u>（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、第22条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法附則第15条第20項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第21項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第21項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第21項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>

現行	改正案
7 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	7 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
8 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	8 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
9 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	9 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
10 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	10 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
11 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	11 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
12 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	12 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。	13 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。
14 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	14 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
15 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	15 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
16 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	16 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
17 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	(削除)
18 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	(削除)
19 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	(削除)
20 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	17 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
21 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2と	18 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2と

現行	改正案
<p>する。 <u>22・23</u> 略 (追加)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第17条 略 2～6 略</p> <p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略 (4) 令<u>附則第12条第23項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 略 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第24項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱</p>	<p>する。 <u>19・20</u> 略 <u>21</u> 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第17条 略 2～6 略</p> <p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略 (4) 令<u>附則第12条第24項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 略 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第25項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱</p>

現行	改正案
<p>損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>10 略</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>12・13 略</p> <p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>10 略</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>12・13 略</p> <p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

現行	改正案
<p>15 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である</u></p> <hr/> <p>旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂</u></p> <hr/> <p>のいずれに 該当するか の別</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第31条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条から第23条まで、第24条第1項、附則第12条第1項、<u>附則第13条の2第1項及び附則第13条の2の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第31条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、附則第12条第1項、<u>附則第13条の2第1項及び附則第13条の2の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第31条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、</p>	<p>15 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）</u>のいずれに該当するか の別</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第31条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条から第23条まで、第24条第1項、附則第12条第1項<u>及び附則第13条の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第31条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、附則第12条第1項<u>及び附則第13条の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第31条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、</p>

現行	改正案
<p>第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条から第23条まで、第24条第1項、附則第12条第1項、<u>附則第13条の2第1項及び附則第13条の2の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第32条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、附則第12条第1項、<u>附則第13条の2第1項及び附則第13条の2の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第32条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第32条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条から第23条まで、第24条第1項、附則第12条第1項、<u>附則第13条の2第1項及び附則第13条の2の2第1項</u>の規定の適用について</p>	<p>第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条から第23条まで、第24条第1項、附則第12条第1項<u>及び附則第13条の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第32条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、附則第12条第1項<u>及び附則第13条の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第32条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第32条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条から第23条まで、第24条第1項、附則第12条第1項<u>及び附則第13条の2第1項</u>の規定の適用について</p>

現行	改正案
<p>は、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、附則第12条第1項、<u>附則第13条の2第1項及び附則第13条の2の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第34条 平成17年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、平成17年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金</p>	<p>は、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、附則第12条第1項<u>及び附則第13条の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第34条 平成17年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、平成17年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金</p>

現行	改正案
<p>額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略 (追加)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第36条 略 2～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条から第23条まで、第24条第1項、附則第12条第1項、<u>附則第13条の2第1項及び附則第13条の2の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、附則第12条第1項、<u>附則第13条の2第1項及び附則第13条の2の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並び</p>	<p>額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第36条 略 2～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条から第23条まで、第24条第1項、附則第12条第1項<u>及び附則第13条の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、附則第12条第1項<u>及び附則第13条の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並び</p>

現行	改正案
<p>に附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条から第23条まで、第24条第1項、附則第12条第1項、<u>附則第13条の2第1項及び附則第13条の2の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、附則第12条第1項、<u>附則第13条の2第1項及び附則第13条の2の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>に附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条から第23条まで、第24条第1項、附則第12条第1項<u>及び附則第13条の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、附則第12条第1項<u>及び附則第13条の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p>
<p><u>第39条から第42条まで</u> 削除</p> <p>(追加)</p>	<p>(削除)</p> <p>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><u>第39条</u> 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、<u>当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第18条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産</u></p>

現行	改正案
(追加)	<p>に係る譲渡所得等の金額」という。) に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第39条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第22条から第23条まで、第24条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条の2第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第39条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第39条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第8条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第39条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>第40条から第42条まで 削除</p>

現行	改正案
<p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第43条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条から第23条まで、第24条第1項、<u>附則第12条第1項、附則第13条の2第1項及び附則第13条の2の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、<u>附則第12条第1項、附則第13条の2第1項及び附則第13条の2の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第43条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条から第23条まで、第24条第1項、<u>附則第12条第1項及び附則第13条の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、<u>附則第12条第1項及び附則第13条の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p>
<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第44条の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条から第23条まで、第24条第1項並びに<u>附則第12条第1項、第13条の2第1項及び第13条の2の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第44条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項並びに<u>附則第12条第1項、第13条の2第1項及び第13条の2の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第44条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第44条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p>	<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第44条の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条から第23条まで、第24条第1項並びに<u>附則第12条第1項及び附則第13条の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第44条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項並びに<u>附則第12条第1項及び附則第13条の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第44条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第44条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p>

現行	改正案
<p>(3)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条から第23条まで、第24条第1項並びに附則第12条第1項、<u>第13条の2第1項及び第13条の2の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項並びに附則第12条第1項、<u>第13条の2第1項及び第13条の2の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(3)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条から第23条まで、第24条第1項並びに附則第12条第1項及び<u>附則第13条の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項並びに附則第12条第1項<u>及び附則第13条の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p>
<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第44条の3 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条から第23条まで、第24条第1項並びに附則第12条第1項、<u>第13条の2第1項及び第13条の2の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項並びに附則第12条第1項、<u>第13条の2第1項及び第13条の2の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第44条の3 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条から第23条まで、第24条第1項並びに附則第12条第1項及び<u>附則第13条の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項並びに附則第12条第1項<u>及び附則第13条の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>

現行	改正案
<p>(3)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条から第23条まで、第24条第1項並びに附則第12条第1項、<u>第13条の2第1項及び第13条の2の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項並びに附則第12条第1項、<u>第13条の2第1項及び第13条の2の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>6 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>第55条 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>	<p>(3)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条から第23条まで、第24条第1項並びに附則第12条第1項及び<u>附則第13条の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項並びに附則第12条第1項及び<u>附則第13条の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>6 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>第55条 法附則第15条第1項、<u>第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>